

放課後児童健全育成手数料及び保育園送迎ステーション利用料の改定について

1 改定の理由

第5次総合計画及び行政改革行動計画の個別施策に掲げる「受益者負担の適正化」を図るために策定された「使用料・手数料等の見直しに関する基本方針」（令和6年7月策定、令和7年4月改訂）や、令和7年度に実施した「事務事業、補助金等の適正化」の検討結果に基づき、使用料・手数料等を改定するもの。

2 改定の内容

(1) 放課後児童健全育成手数料

区分	単位・期間	改正後	改正前	差
通年利用するとき	1月あたり	<u>4,500円</u>	3,000円	<u>1,500円</u>
学校の休業日等のみ利用するとき	4月1日から第1学期始業式の日まで	<u>1,350円</u>	900円	<u>450円</u>
	第1学期終業式の日から7月31日まで	<u>2,100円</u>	1,400円	<u>700円</u>
	8月1日から第2学期始業式の日まで	<u>4,500円</u>	3,000円	<u>1,500円</u>
	第2学期終業式の日から第3学期始業式の日まで	<u>1,500円</u>	1,000円	<u>500円</u>
	修了式の日から3月31日まで	<u>1,350円</u>	900円	<u>450円</u>

(2) 保育園送迎ステーション利用料

区分	単位・期間	改正後	改正前	差
朝（送り時間）	午前7時30分から午前9時30分までの間の運行	<u>1,850円</u>	1,250円	<u>600円</u>
夕方（迎え時間）	午後4時から午後7時までの間の運行	<u>1,850円</u>	1,250円	<u>600円</u>

3 改定の時期

令和8年10月1日から

4 その他

この改定に係る関係条例の改正案等については、令和8年3月議会に議案を提出します。

岩倉市使用料・手数料等の見直しに関する基本方針（抜粋）

2 使用料・手数料等の設定に関する基本方針

使用料・手数料等の設定は、次の事項を基本として行います。

- (1) 料金設定に当たっては、施設の維持管理費など施設運営にかかる行政コストに対する料金を計算します
- (2) 公費負担と受益者負担の負担割合を明確にします。
サービスの利用者と他の納税者との負担の公平性を確保するため、各サービスの個別事情を考慮した上で「公費負担」と「受益者負担」の割合を定め、利用者に応分の負担を求めることにします。
- (3) 略
- (4) 受益者負担の急激な上昇を防ぐための方策を講じます。
使用料・手数料等の見直しに係る基本的な考え方により算出した「受益者に負担していただきたい額」が、改定前の金額に比べ増額幅が大きい場合は、利用者の急激な負担増加を避けるため、激変緩和措置を設けます。
- (5) 定期的に料金を見直（改定）します。ただし、法令等の改正、消費税率及び地方消費税率の見直し、物価の大幅な変動及び施設の増改築などがあれば、その都度見直すこととします。
- (6)～(8) 略

「岩倉市使用料・手数料等の見直しに関する基本方針」については、岩倉市ホームページに全文が掲載されています。

ホームページはこちらから⇒

